年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回の)あっ	せん	等の)概具
----------------	----	-----	-----	----	----	-----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係 1件

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を同年 6 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 3 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月21日から同年7月1日まで 年金記録確認第三者委員会の同僚調査に回答した際に、会社分割に伴い、 A社からC社に異動した申立期間の年金記録が無いことが分かったが、グ ループ会社に継続して勤務し、毎月給与を支給されていたので、当該期間 について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 45 年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日までの期間については、申立人と同時期にA社とC社との間で異動が確認できる従業員 26 人のうち 1 人から提出された給与支払明細書、複数の従業員の証言及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務 (A社からC社に異動) し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事業主が申立人に係る資料を保管していないために特定することはできないが、A社は、会社分割に伴い、昭和45年6月1日にD社に名称変更していることがオンライン記録により確認できることから、申立人のA社に係る資格喪失日を同日とすることが妥当である。また、当該期間の標準報酬月額については、昭和45年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した か否かについては、事業主は、「保存年限を経過しているため、確認する 資料が無い。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺 事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、昭和45年6月1日から同年7月1日までの期間については、複数の従業員の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、前述の従業員から提出された給与支払明細書によると、 当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できること から、当該従業員と同時期に異動した申立人についても、当該期間に係る 厚生年金保険料が控除されていなかったことが推認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月30日から同年10月1日まで 申立期間は、B社から関連会社のA社に出向していた時期だが、継続し て勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が1か月欠落し ていることが分かった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された被保険者名簿及び人事発令に係る稟議書、B社から提出された身上調査表、並びに雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社及びその関連会社に継続して勤務(昭和 45 年 10 月 1 日にA社からB社に異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 45 年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和35年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月25日から同年6月1日まで 厚生年金保険の加入記録を見ると、A社に勤務していた期間のうち、申 立期間の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、A社に継続して勤務していたことは確かなので、 当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る個人台帳(写)及び辞令簿(写)、同社事務担当者の証言、並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務(昭和35年6月1日にA社B支店から同社本店に異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「異動前の事業所が、資格喪失日を誤って届け出たと思う。」と回答していることから、事業主が昭和35年5月25日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月31日から同年4月1日まで 厚生年金保険の加入記録を見ると、A社に勤務していた期間のうち、申 立期間の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、B社とその関連会社に継続して勤務していたことは確かなので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答書、申立期間当時の従業員の証言、及びA社とB社との間で異動が確認できる従業員 15 人(申立人を除く。)のうち 13 人は、両事業所における厚生年金保険の加入記録に空白期間が無いことから判断すると、申立人は、同社に継続して勤務(昭和34年4月1日にA社からB社C支店に異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「異動前の事業所が、資格喪失日を誤って届け出たと思う。」と回答している上、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和34年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と

誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月31日から同年4月1日まで 厚生年金保険の加入記録を見ると、A社に勤務していた期間のうち、申 立期間の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、A社に継続して勤務していたことは確かなので、 当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る個人台帳(写)及び辞令簿(写)、同社事務担当者の証言、並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務(昭和36年4月1日にA社B支店から同社C支店に異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「異動前の事業所が、資格喪失日を誤って届け出たと思う。」と回答している上、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和36年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日:昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月1日から同年10月1日まで 厚生年金保険の加入記録を見ると、A社に勤務していた期間のうち、申 立期間の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、A社に継続して勤務していたことは確かなので、 当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る辞令簿(写)、同社事務担当者の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務(昭和 37年10月1日にA社B支店から同社C営業所に異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「異動前の事業所が、資格喪失日を誤って届け出たと思う。」と回答していることから、事業主が昭和37年9月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和30年9月1日、同社C支店における資格喪失日に係る記録を34年7月1日、同社D支店における資格喪失日に係る記録を39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、申立期間①については1万4,000円、申立期間②については1万8,000円及び申立期間③については3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月21日から同年9月1日まで

② 昭和34年6月25日から同年7月1日まで

③ 昭和39年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入記録を見ると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、A社に継続して勤務していたことは確かなので、 当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された申立人に係る辞令簿(写)、 同社事務担当者の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同 社に継続して勤務(昭和 30 年9月1日にA社B支店から同社C支店に異 動)し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され ていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和30年7月の社会保険 事務所(当時)の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、「異動前の事業所が、資格喪失日を誤って届け出たと思う。」と回答していることから、事業主が昭和 30 年 8 月 21 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、A社から提出された申立人に係る辞令簿(写)、 同社事務担当者の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同 社に継続して勤務(昭和34年7月1日にA社C支店から同社D支店に異 動)し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され ていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和34年5月の社会保険 事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「異動前の事業所が、資格喪失日を誤って届け出たと思う。」と回答していることから、事業主が昭和34年6月25日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間③について、A社から提出された申立人に係る辞令簿(写)、 同社事務担当者の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同 社に継続して勤務(昭和 39 年4月1日にA社D支店から同社E支店に異 動)し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され ていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、昭和39年2月の社会保険 事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「異動前の事業所が、資格喪失日を誤って届け出たと思う。」と回答している上、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和 39年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和34年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月20日から同年9月1日まで 厚生年金保険の加入記録を見ると、A社に勤務していた期間のうち、申 立期間の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、A社に継続して勤務していたことは確かなので、 当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る個人台帳(写)及び辞令簿(写)、同社事務担当者の証言、並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務(昭和34年8月20日にA社本店から同社B支店に異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「異動後の事業所が、資格取得日を誤って届け出たと思う。」と回答していることから、事業主が昭和34年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和30年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月31日から同年9月1日まで 厚生年金保険の加入記録を見ると、A社に勤務していた期間のうち、申 立期間の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、A社に継続して勤務していたことは確かなので、 当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る辞令簿(写)、同社事務担当者の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務(昭和 30年9月1日にA社B支店から同社C支店に異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年7月の社会保険事務 所(当時)の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「異動前の事業所が、資格喪失日を誤って届け出たと思う。」と回答している上、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和30年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として

届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月31日から同年4月1日まで 厚生年金保険の加入記録を見ると、A社に勤務していた期間のうち、申 立期間の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、A社に継続して勤務していたことは確かなので、 当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る個人台帳(写)及び辞令簿(写)、同社事務担当者の証言、並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務(昭和37年4月1日にA社B支店から同社C支店に異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「異動前の事業所が、資格喪失日を誤って届け出たと思う。」と回答している上、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和37年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と

誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和31年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月28日から同年7月1日まで 厚生年金保険の加入記録を見ると、A社に勤務していた期間のうち、申 立期間の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、B社とその関連会社に継続して勤務していたことは確かなので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された回答書、申立期間当時の従業員の証言、及びA社とB社との間で異動が確認できる従業員 15 人(申立人を除く。)のうち 13 人は、両事業所における厚生年金保険の加入記録に空白期間が無いことから判断すると、申立人は、同社に継続して勤務(昭和31年7月1日にA社からB社C支店に異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「異動前の事業所が、資格喪失日を誤って届け出たと思う。」と回答していることから、事業主が昭和31年6月28日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和27年11月1日、資格喪失日に係る記録を34年7月1日、同社C支店における資格喪失日に係る記録を37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、申立期間①については8,000円、申立期間②については1万8,000円及び申立期間③については3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 明治44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年11月1日から同年12月1日まで

② 昭和34年6月20日から同年7月1日まで

③ 昭和37年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入記録を見ると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、A社に継続して勤務していたことは確かなので、 当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された申立人に係る辞令簿(写)、 同社事務担当者の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同 社に継続して勤務(昭和 27 年 11 月 1 日にA社D支店から同社B支店に異 動)し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され ていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 27 年 12 月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、「異動後の事業所が、資格取得日を誤って届け出たと思う。」と回答していることから、事業主が昭和 27 年 12 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、A社から提出された申立人に係る辞令簿(写)、 同社事務担当者の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同 社に継続して勤務(昭和 34 年7月1日にA社B支店から同社C支店に異 動)し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され ていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和34年5月の社会保険 事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「異動前の事業所が、資格喪失日を誤って届け出たと思う。」と回答していることから、事業主が昭和34年6月20日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間③について、A社から提出された申立人に係る辞令簿(写)、 同社事務担当者の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同 社に継続して勤務(昭和 37 年4月1日にA社C支店から同社E支店に異 動)し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され ていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、昭和37年2月の社会保険 事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「異動前の事業所が、資格喪失日を誤って届け出たと思う。」と回答している上、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和 37年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛国民年金 事案 646

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 11 月から平成 6 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から平成6年2月まで

年金事務所に国民年金の加入記録を照会したところ、申立期間について、 国民年金に未加入となっていることが分かった。

しかし、申立期間当時、生活は苦しかったが、母親から「あなたの国民 年金保険料を納付しているので、安心しなさい。」と言われたことを覚え ている。

申立期間について、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行う必要があるが、申立人自身は、国民年金の切替手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親は、既に死亡していることから、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時、A市に居住していたことが住民票により確認できるものの、同市において、申立人に係る国民年金被保険者台帳が作成されていることが確認できない上、オンライン記録及び申立人が同市に居住する前に居住していたB市(現在は、A市)の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未加入期間とされており、制度上、国民年金保険料を納付することができなかった期間であり、A市及びB市のいずれにおいても申立期間に国民年金に加入していた事情はうかがわれず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、232 か月と長期間である上、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書

等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。